



銚子市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、銚子市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年4月30日

銚子市監査委員	宮内	孝純
同	明石	博
同	秋元	賢二

銚子病第23号

平成26年4月25日

銚子市監査委員 宮内孝純様

同 明石博様

同 秋元賢二様

銚子市長 越川信一

平成24年度財政援助団体等監査報告に基づく措置について（通知）

平成25年5月9日付け銚監第41号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成24年度財政援助団体等監査

監査結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 銚子市立病院の指定管理者 医療法人財団 銚子市立病院再生機構</p> <p>ア 寄附行為は、厚生労働省の医療法人財団寄附行為例に準拠して作成されているが、病院再生機構を運営していくにあたっては、その趣旨にのっとり適正に運営されたい。</p>	<p>・高額な短期借入金については、平成26年4月から理事会に諮っていることを確認した。</p>
<p>イ 事務取扱を定めた諸規程の整備状況については、以下のとおり不備が見られるため、早期に規程等を整備し、事務処理方法を改善されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の職員に対して、規定されている月額給与表によらず、給与規程にない年額給料で支給していること。 ・住宅手当の支給範囲等支給基準の明確化を図ること。 ・病院業務に係る職員所有自動車の使用について、経費の支給基準等がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月支給分より月額給与表による支給に変更したことを確認した。 ・平成24年11月支給分より医師を除き規定に合わせた支給としたことを確認した。 ・マイカー業務使用規程を定め運用していることを確認した。 ・稟議規程は平成25年6月14日から、退職金規程は平成25年6月30日からそれぞれ規程として整備し施行していることを確認した。 ・調整手当については、平成26年4月から支給を停止したことを確認した。
<p>ウ 事務の執行に係る会計処理は、一部に帳票の記載誤り、契約書類の記載事項の未記載等、不適切な処理が見受けられたので改善されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から私有車使用に係るガソリン代の支出は、旅費交通費に統一して処理していることを確認した。 ・稟議の過程で担当者を含め複数人がチェックを行うことにより契約書に関する事務を改善していることについて確認した。